

伊勢原市交通バリアフリー基本構想

<平成17年3月>

基本構想策定の趣旨

ノーマライゼーションの理念が普及し、バリアフリーが社会的な課題と認識されるようになりました。そして、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行され、駅周辺一帯のバリアフリーが各地で推進されることとなりました。

本構想は、伊勢原駅及び愛甲石田駅を中心とした地区について、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区として定め、高齢者や身体障害者等の方々の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ることを目的として策定されています。

基本理念と基本方針

基本理念

だれにもやさしく快適な都市づくり

基本方針

公共施設等のバリアフリーの推進

- ・道路や公園、不特定多数の市民が利用する公共建築物、高齢者や障害者等が利用する福祉施設のバリアフリー化を推進します。

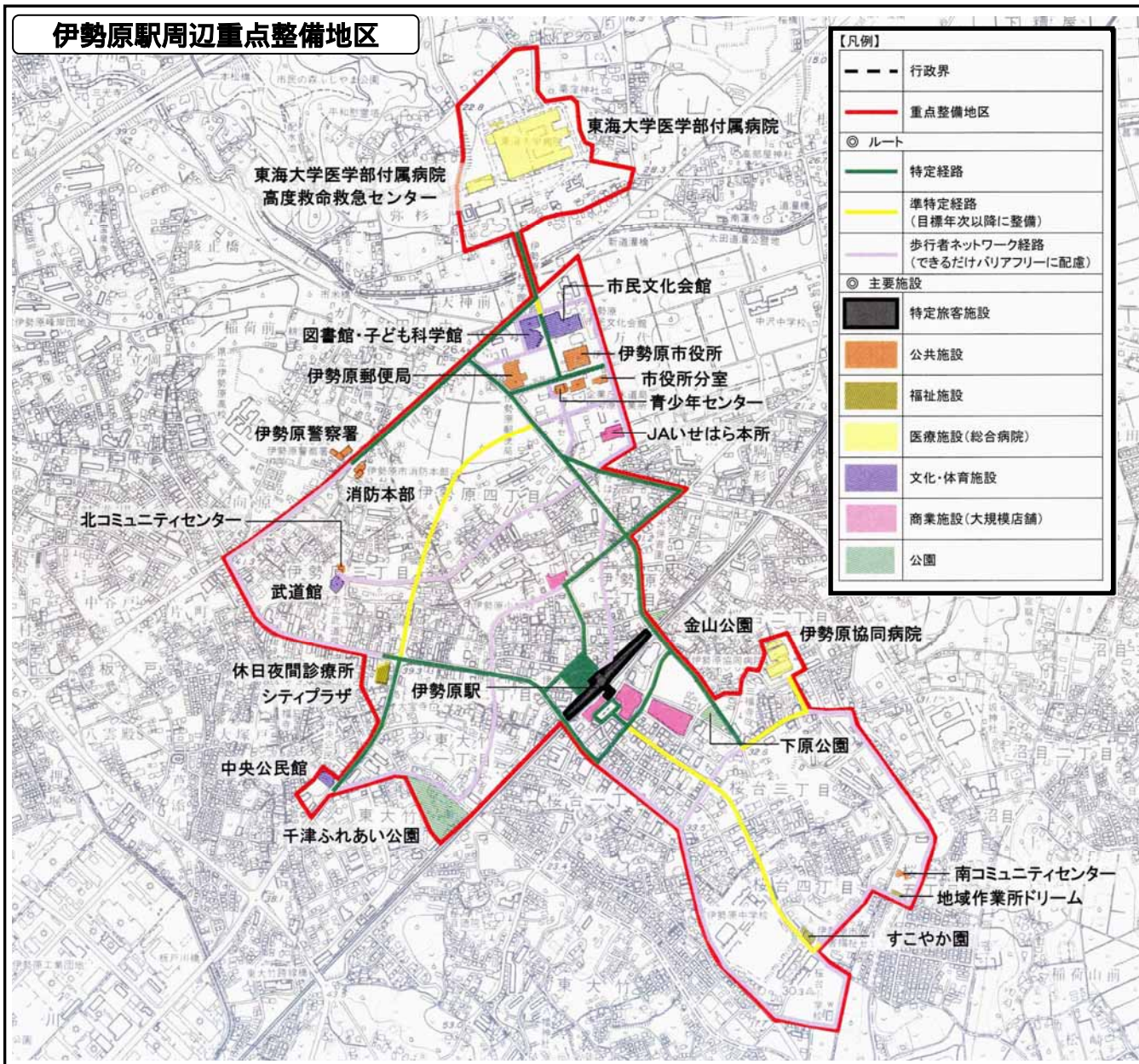
交通バリアフリーの推進

- ・伊勢原駅、愛甲石田駅を中心として、駅から公共施設との間の経路を構成する道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の整備を重点的かつ一体的に推進します。

市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

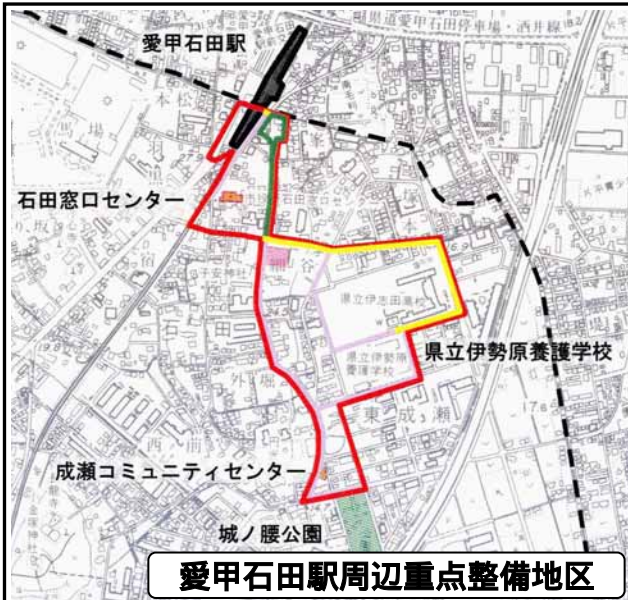
- ・バリアフリーのまちづくりは、市民・事業者・行政の協働により実現できることから市民・事業者・行政が共通の認識に基づいて自主的な取り組みや活動を行うことが必要となります。行政はそれらの活動や取り組みに対して積極的に支援や誘導に努めます。

重点整備地区における移動円滑化の整備方針



重点整備地区の位置及び区域の設定

- 伊勢原駅周辺地区**
- 本市の中心となる地区で、駅周辺には大規模店舗や商店街があり、市役所等の公共施設が位置する行政センター地区を含んでいます。
 - 鉄道利用者も多い東海大学医学部付属病院や伊勢原協同病院があり、バリアフリー化を進めることが特に必要な地区です。
- 愛甲石田駅周辺地区**
- 駅周辺には、石田窓口センター、成瀬コミュニティセンター、県立伊勢原養護学校があります。
 - 多くの市民が日常的に利用する駅で、神奈川リハビリテーション病院や七沢リハビリテーション病院脳血管センターへのバスの乗換駅となっていることから、バリアフリー化を進めることが特に必要な地区です。



特定経路等の設定

特定経路

重点整備地区内で、特定旅客施設 から公共施設、福祉施設など、高齢者、身体障害者等が日常よく利用する施設までを結ぶ経路で、原則として、平成 22 年までに「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定められた基準に適合した整備を実施します。

特定旅客施設：一日あたりの平均的な利用者数が 5,000 人以上の旅客施設

準特定経路・歩行者ネットワーク経路

準特定経路は、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など主務省令等に定める基準に適合した整備を推進し、今後、基本構想を見直す際に特定経路とします。

歩行者ネットワーク経路は、中長期的にバリアフリー化を推進していきます。

実施する事業等

基本理念を実現するため、重点整備地区内において、次の事業を実施します。

公共交通特定事業

鉄道

- ・視覚障害者誘導用ブロックの適正な設置
- ・エレベータ等の設置
- ・自動券売機のバリアフリー対応
- ・伊勢原市の伊勢原駅自由通路整備事業との整合
- ・職員に対するバリアフリーへの意識の向上と教育訓練の充実

バス

- ・低床化バス車両の導入
- ・車両内車いすスペースの設置
- ・車外放送装置による行き先案内の実施
- ・車両行き先表示の視認性向上
- ・職員に対するバリアフリーへの意識の向上と教育訓練の充実

道路特定事業

- ・歩道の設置
- ・滑りにくく、水はけのよい舗装による歩道の整備
- ・歩道の勾配や段差等の改善による連続的な路面の平坦化の整備
- ・交差点部等での歩道と車道との段差の改善及びセーフティブロックの設置
- ・細目の排水溝グレーチングへの交換及び郊外地用甲蓋の床版化の整備
- ・歩道内車止めの視認性の向上等
- ・沿道施設へ適切な誘導が図れる視覚障害者誘導用ブロックの設置

交通安全特定事業

- ・音響式信号機等の設置
- ・違法駐車を取り締まりの強化
- ・違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
- ・交通規制の実施
- ・標識、標示の視認性の確保

駅前広場

伊勢原駅北口整備事業

- ・駅北口へのアクセス道路を整備し、歩道と車道との分離による歩行空間の整備
- ・駅前広場に身体障害者乗降スペースの配置やペDESTリアンデッキを設置し、駅自由通路への接続など交通結節点における安全で円滑な移動を行えるよう歩行空間の整備
- ・都市計画駐車場に身体障害者用駐車スペース等を設置し、バリアフリーに配慮した整備

伊勢原駅自由通路整備事業

- ・駅南北を連絡する自由通路を拡幅整備し、エスカレータ等を設置し、駅南北間の移動者並びに駅利用者の安全で快適な歩行空間の整備

愛甲石田駅南口駅前広場整備事業

- ・駅南口に駅前広場を新設し、これに通じるアクセス道路(市道 89 号線)の整備
- ・駅前広場にバス、タクシー乗り場、送迎車乗降スペース等の設置を計画

歩道上障害物の対策

- ・放置自転車対策の実施など

バリアフリーの啓発

- ・市民参加による障害者福祉啓発イベントの実施など

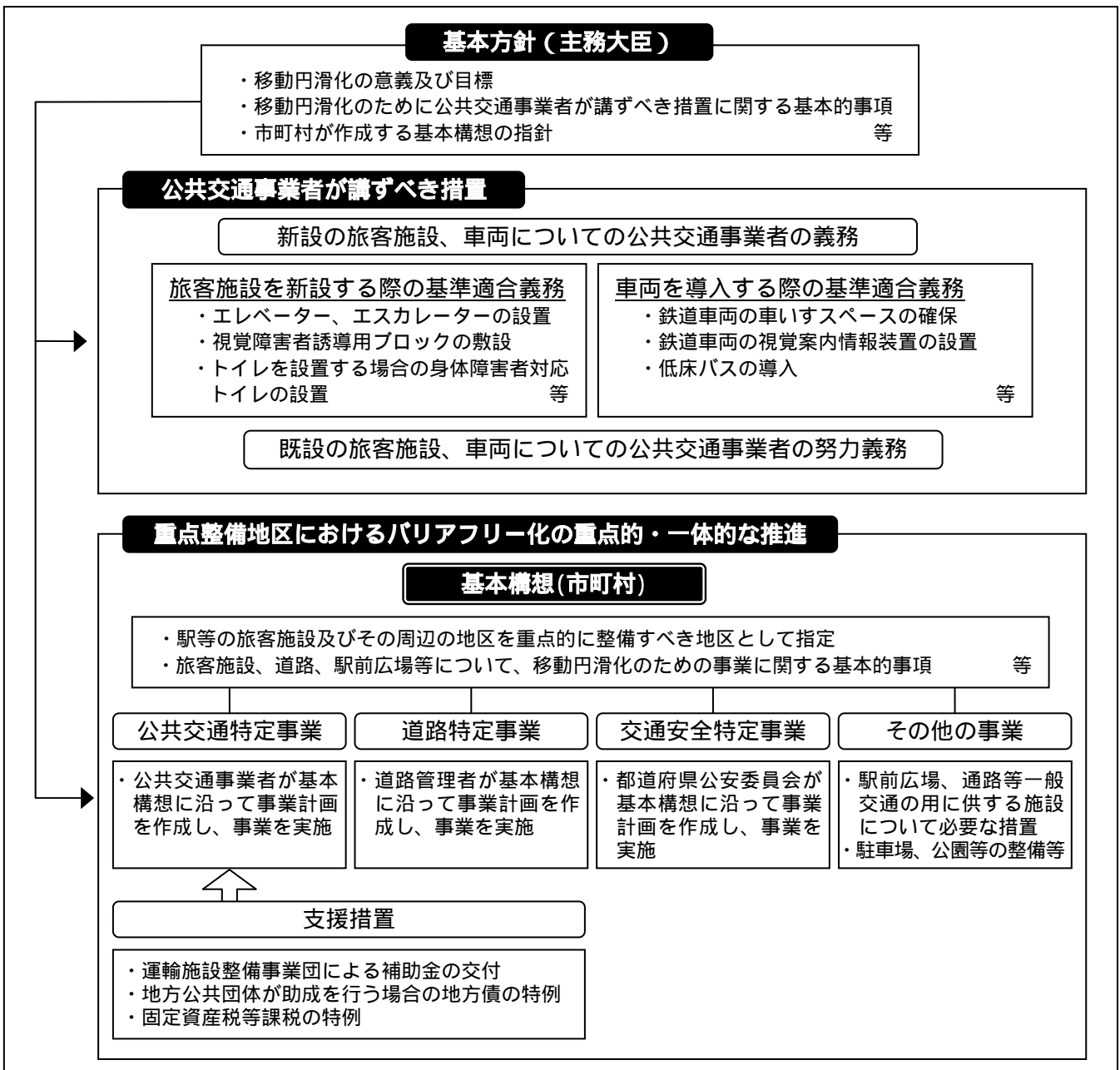
交通バリアフリー法とは

正式名称を「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」といい、高齢者の方や身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進する法律です。

この法律に基づき、公共交通事業者は駅やバスターミナル、鉄道車両、バス車両などのバリアフリー化を推進します。

また、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設や周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

交通バリアフリー法のしくみ



お問い合わせ

伊勢原市 / 都市部
〒259-1188

都市総務課
神奈川県伊勢原市田中348番地
<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

Tel.0463-94-4711（代）